

第3次	
目標 (4)+α	課題 (11) 施策 (27)
I 心温まる意識づくり	1.男女共同参画の広報、教育・学習を推進する (1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します (2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します (3) 子どもの男女共同参画の理解を促進します 2.あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する (4) DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制を整備します (5) セクシャルハラスメントの防止対策を実施します
II 活力あるまちづくり	3.地域の様々な分野における男女共同参画を推進する (6) 地域活動への男女共同参画を促進します (7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します 4.市政への男女共同参画を推進する (8) 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します (9) 行政機関の男女共同参画を推進します
III 働きやすい環境づくり	5.就労の場における男女共同参画を推進する (10) 男女平等の就労環境づくりを促進します (11) 働きたい女性の就労を支援します (12) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します 6.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する (13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります (14) 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します
IV 笑顔のある暮らしづくり	7.暮らしの中の男女共同参画を推進する (15) 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します (16) 家庭生活への男性の参画を促進します 8.自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める (17) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます (18) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます (19) DVやジェンターに関する悩みの相談、救済・支援体制づくりを進めます 9.生涯を通じた、男女の健康の保持増進を支援する (20) 性に関する健康と権利の理解を深めます (21) 生涯を通じた男女の健康管理・保持・増進対策を推進します
計画の推進	10.推進体制の整備 (22) 市民組織・団体 (23) 市役所庁内組織 (24) 男女共同参画を推進していくための拠点 (25) 連携・協働 11.計画の進行管理 (26) 計画の進捗状況の把握 (27) 市民意識の把握



第4次	
目標 (4)+α	課題 (11) 施策 (28)
I 心温まる意識づくり	1.男女共同参画の広報、教育・学習を推進する (1) 男女共同参画の理解を広げる広報を推進します (2) 男女共同参画を推進する学習・教育機会を充実します (3) 子どもの男女共同参画の理解を促進します 2.あらゆる暴力を許さない意識づくりを推進する (4) DV(ドメスティックバイオレンス)の防止啓発と被害者の支援体制づくりを進めます (5) セクシャルハラスメントの防止対策を実施します
II 活力あるまちづくり	3.地域の様々な分野における男女共同参画を推進する (6) 地域活動への男女共同参画を促進します (7) 防災・復興分野における男女共同参画を促進します 4.市政への男女共同参画を推進する (8) 施策・方針決定過程への女性の参画を促進します (9) 行政機関の男女共同参画を推進します
III 働きやすい環境づくり	5.就労の場における男女共同参画を推進する (10) 男女平等の就労環境づくりを促進します (11) 働きたい女性の就労を支援します (12) 水産業・農業・商工業などの自営業における女性の参画を推進します 6.仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する (13) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)について理解促進を図ります (14) 仕事と家庭生活等が両立できる環境づくりを推進します
IV 笑顔のある暮らしづくり	7.暮らしの中の男女共同参画を推進する (15) 男性にとっての男女共同参画の理解を促進します (16) 家庭生活への男性の参画を促進します 8.自立と協働を育み、誰もが安心して暮らせる環境を進める (17) 高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます (18) 障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進めます (19) 生活上困難な状況に置かれている人への支援に取り組みます (20) 性の多様性を前提とした社会システムの構築を進めます 9.生涯を通じた、健康の保持増進を支援する (21) 生涯を通じた健康管理・保持・増進対策を推進します (22) 妊娠・出産等に関する支援の充実を図ります
計画の推進	10.推進体制の整備 (23) 市民組織・団体 (24) 市役所庁内組織 (25) 男女共同参画を推進していくための拠点 (26) 連携・協働 11.計画の進行管理 (27) 計画の進捗状況の把握 (28) 市民意識の把握

■ は、施策を移動、新設するもの。斜字は、「女性活躍推進法」に基づく推進計画と定めるもの。